

2024年11月28日

反社会的勢力への対応

三好内外国特許事務所

弁理士 高橋俊一



去る9月25日に、タレントの羽賀研二容疑者が強制執行妨害目的財産譲渡仮装等の疑いで逮捕され、同時に、暴力団幹部と共に日本司法書士会連合会副会長が逮捕されたとの報道があり、驚愕させられた。単に巻き込まれただけと信じたい処ではあるが、何よりも暴力団幹部と共に逮捕されたという事実は、問題である。司法書士法第2条には、「司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」とあり、反社会的勢力である暴力団との関係が疑われて、品位を失墜するようなことがあってはならないはずである。

同じく国家資格を生業とする我々弁理士にあっても、弁理士法第3条に、「弁理士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」と同様の規定が存在する。他の士業においても、同様の規定が存在する。

我々弁理士には、当該弁理士法第3条を履行あらしめるため、5年間70時間の研修が義務付けられている(義務研修)。その義務研修では、5時間のeラーニング、5時間の集合研修の計10時間の倫理研修が必須となっている。集合研修では、複数人で構成されるグループに分かれ、複数の事例問題をグループ毎に討論している。そして、その事例問題の中に、反社会的勢力への対応をテーマとする問題が含まれている。義務研修で使われる事例問題は、基本的には弁理士会への苦情申し立て等の形で現実に持ち込まれた事例を基に作成されたものといわれていることから、反社会的勢力が絡んだ或いは絡みそうになった事案が過去実際にあったということが想像される。これまでは、そのような反社会的勢力への対応についての事例問題が倫理研修において何故含まれているのかが理解できなかったが、今回の報道を目にして、やっと理解できたと感ずるところである。

クライアントと新規に取引を開始する場合、我々弁理士も一般企業と同様に業務契約書を締結することが多いが、その業務契約書の中の条項には、「反社会的勢力との関係はなく、関係が判明したときには契約解除される」旨の規定が存在することが一般的である。このため、故意・過失に関係なく万が一にも反社会的勢力との関係ができてしまったような場合には、新たなクライアントとの取引は当然になくなり、また、既存のクライアントとの取引も継続できなくなり、多大の迷惑をかけることになることが容易に予想される。したがって、それ以降、代

理人を続けることができず、廃業の憂き目にも遭いかねない、と上記倫理研修においては教えられている。

反社会的勢力の人間は、当然のことながら、最初から反社会的勢力であることを見せて接近してくることはないであろう。我々弁理士としては、士業は斜陽産業であるとの意見がみられる昨今、新規の顧客をどんどん獲得したい処ではあるが、断る勇気を持ちつつ、しっかりと相手を見極めた上で継続性のある取引を開始するよう努めなければならない。

以上